証券コード　3628
平成30年９月10日

株　主　各　位

広島市西区草津新町一丁目21番35号
株式会社データホライゾン
代表取締役社長　内　海　良　夫

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　この度の平成30年７月豪雨によって被災された皆様に、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申しあげます。
　さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年９月25日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年９月26日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　広島市西区草津新町一丁目21番35号
　　広島ミクシス・ビル１階　広島市産業振興センター研修室
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第38期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第38期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　　第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.dhorizon.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

当社グループは医療関連情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策の効果などを背景に、雇用、所得環境の改善が続くなど、景気は緩やかに回復しました。

当社グループの主要顧客である自治体（国民健康保険）、健康保険組合などの保険者においては依然として厳しい財政状態が続くなかで、国策として推進されているデータヘルス関連サービスの需要は引き続き増加傾向にあります。

このような状況下で、当連結会計年度において当社グループは、保険者向け情報サービスにおいて、データヘルス関連サービスの販売活動を積極的に推進いたしました。

全国で網羅的な営業を展開するため前連結会計年度から引き続き営業人員を増強しており、東日本地域において東北や中部など従来取引の少なかったエリアでの新規受注、西日本地域においても従来から取引のあった中国地方で新規サービスの追加や、前連結会計年度に開設した大阪の関西営業所を拠点とした近畿圏への営業強化により、順調に受注を伸ばしました。また、当連結会計年度は第２期データヘルス計画および第３期特定健康診査等実施計画（以後、計画支援業務）の策定年度にあたり、これらの計画支援業務の受注が大きく増加となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は25億44百万円（前期比39.2％増）となり、前期と比べて大幅な増加となりました。

損益面につきましては、販売体制の増強や、既存サービスの改善および新サービスの提供に備えるため研究開発に投資を行ったものの、売上総利益がそれを上回り営業利益が２億89百万円（前期比174.1％増）、経常利益が２億87百万円（前期比159.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益が２億10百万円（前期比106.5％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は27百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 35 期 (平成28年３月期)	第 36 期 (平成28年６月期)	第 37 期 (平成29年６月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (平成30年６月期)
売　　上　　高(千円)	－	－	1,828,021	2,544,729
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	101,969	210,599
１株当たり当期純利益 (円)	－	－	29.12	59.97
総　　資　　産(千円)	－	－	1,319,221	1,790,730
純　　資　　産(千円)	－	－	914,829	1,131,831
１株当たり純資産額 (円)	－	－	258.22	319.71

(注) 第35期および第36期は連結計算書類を作成していないため、第35期および第36期の状況については記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 35 期 (平成28年３月期)	第 36 期 (平成28年６月期)	第 37 期 (平成29年６月期)	第 38 期 (当事業年度) (平成30年６月期)
売　　上　　高(千円)	1,677,498	241,969	1,828,021	2,330,900
当期純利益または当期純損失(△)(千円)	75,480	△136,225	98,587	195,884
１株当たり当期純利益 または１株当たり (円) 当期純損失 (△)	21.69	△39.02	28.16	55.78
総　　資　　産(千円)	1,531,083	1,031,524	1,277,619	1,676,611
純　　資　　産(千円)	936,258	811,113	911,446	1,113,733
１株当たり純資産額 (円)	264.74	228.54	257.25	314.60

(注) 第36期は決算期変更により、平成28年４月１日から同年６月30日までの３カ月間の変則決算となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱DPPヘルスパートナーズ	47百万円	95.74%	看護師等による疾病管理および疾病予防

(注) 平成26年９月16日開催の当社取締役会において子会社であるDATA HORIZON PHILS,INC.を解散することを決議いたしました。DATA HORIZON PHILS,INC.では、清算に必要な手続きを完了し、現在、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、医療関連データベース、レセプトデータ分析および重症化予防指導などの独自技術をもとに、保険者にデータヘルスのＰＤＣＡサイクルのＰｌａｎ（データヘルス計画の立案）、Ｄｏ（保健事業の実施）、Ｃｈｅｃｋ（保健事業の検証）、Ａｃｔ（改善、次年度の計画へ）を一貫して提供するサービスに加え、新たにポリファーマシー（※）対策のための多剤服薬情報通知サービスの提供を開始し、医療費適正化とＱＯＬ向上に貢献しております。

平成30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、都道府県・市町村が連携し医療費適正化を進めることが求められています。

また、平成30年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」には、データヘルスの推進、レセプト情報を活用し医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築や多剤投与の適正化が記載されるなど、データヘルスやポリファーマシー対策の需要の高まりが想定されます。

この需要の高まりを受注に結びつけるための対処すべき課題は、①サービスラインアップの強化、②サービス提供体制の強化、③データ作成・分析・抽出技術の向上と認識し、次のとおり取り組んでおります。

※ポリファーマシーとは、多くの薬を服用（多剤併用）することにより副作用等の薬物有害事象を起こすことをいいます。ポリファーマシー対策のためには服薬情報の一元管理が求められています。

① サービスラインアップの強化

当社グループは、３つの特許を取得しているレセプト分析技術により保険者のニーズに合った効果の高い各種保健事業の対象者の抽出と実施、そのモニタリングのサービスのラインアップ強化を行ってまいります。

平成30年度から国民健康保険の財政主体が都道府県になることに備え、従来の市町村向けのサービスに加え、新たに都道府県向けに市町村のデータ比較分析サービス提供を開始しました。

また、ポリファーマシー対策のための多剤服薬情報通知事業を立ち上げ、新たな事業の柱として展開してまいります。この事業は、レセプトデータ分析により薬剤の見直しが必要と思われる患者に服薬情報を記載した通知書を送付し、患者がその通知書をかかりつけ薬剤師に持参することで、かかりつけ薬剤師と医師が連携して患者の服薬指導を行う事業です。平成30年９月より広島市において、多剤服薬情報通知事業および薬剤師の多剤に関するポリファーマシー対策支援システムの提供を開始しました。この事業はポリファーマシーの解消に繋がり、薬剤費の低減のみならず、薬物有害事象の防止による患者のＱＯＬ向上に貢献するものです。

② サービス提供体制の強化

当社グループは、常にお客様の潜在的なニーズを掴み、新しいサービスを開発・提供してまいりました。これからも保険者のニーズに対応したサービスを短納期で大量に提供するため、部門間の連携を深めるとともに効率的な業務を行えるよう社内体制を整備してまいります。

③ データ作成・分析・抽出技術の向上

当社グループのレセプトに関する強みは、特許（注１，２，３）も認められたレセプト情報の高度な分析能力および処理能力の高さであります。

今後は、各サービスに必要な分析能力をさらに向上させるための研究開発と、大学等の研究機関と共同で分析を統計的に実証するための研究と実験を行います。

（注１）「医療費分解解析装置、医療費分解解析方法およびコンピュータプログラム」に関する特許（特許第4312757号）
レセプトに記載された複数の疾病に対応する医薬品や診療行為について、いずれの疾病に対応するかを特定することができ、疾病毎の医療費を正確かつ効率的に把握することが可能となります。

（注２）「傷病管理システム」に関する特許（特許第5203481号）
レセプトに記載された傷病識別情報、医薬品識別情報および診療行為識別情報に基づき、傷病のステージ別の患者を抽出・階層化するものです。この技術により、傷病ごとの重度・軽度を判定し、将来の重症化予測を行うことが可能となります。

（注３）「レセプト分析システムおよび分析方法」に関する特許（特許第5992234号）
レセプトに記載されている病名のうち、現在治療中の病名だけを判定することができ、高精度な保健事業対象者の抽出が可能となります。

(5) 主要な事業内容（平成30年６月30日現在）

医療関連情報サービス

保険者向け情報サービス（データヘルス関連サービス・慢性疾患の重症化予防サービス・ジェネリック医薬品通知サービス・ポリファーマシー関連サービス他）

(6) 主要拠点（平成30年６月30日現在）

① 当　社

本　　社	広島市西区
東 京 本 社	東京都文京区
関 西 営 業 所	大阪市浪速区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区

② 子会社

㈱ＤＰＰヘルスパートナーズ	本社：広島市南区

(7) 使用人の状況（平成30年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
191名（10名）	7名増（1名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名（8名）	11名増（1名減）	39.4歳	6.9年

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年６月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成30年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,565,060株

(3) 株主数　922名（前期末比151名増）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
内海良夫	962,000	27.17
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	252,100	7.12
㈱ベネフィット・ワン	250,000	7.06
渡邉定雄	120,300	3.40
ティーエスアルフレッサ㈱	120,000	3.39
鹿沼史明	107,100	3.03
㈱エヌ・ティ・ティ・データ	96,000	2.71
㈱マネックス	61,300	1.73
渡邉毅人	57,000	1.61
道下太英子	52,500	1.48

(注)上記のほか、自己株式が24,891株あります。なお、自己株式数は控除して持株比率の計算を行っております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年６月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成30年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内海良夫	㈱DPPヘルスパートナーズ代表取締役社長 (一社)中国地域ニュービジネス協議会理事
取締役	林和昭	医療情報サービス部・データセンター運用部および開発部担当 ㈱DPPヘルスパートナーズ取締役
取締役	内藤慎一郎	経営管理部および営業管理部担当 ㈱DPPヘルスパートナーズ常務取締役
取締役	西田洋一	西日本営業部および東日本営業部担当 ㈱DPPヘルスパートナーズ取締役
取締役	濱宏一郎	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長
常勤監査役	野間寛	㈱DPPヘルスパートナーズ監査役
監査役	神出二允	
監査役	竹島哲郎	税理士

（注）１．濱宏一郎氏は、社外取締役であります。
２．野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役竹島哲郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、監査役野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

平成29年９月28日をもって、取締役富田茂氏は退任いたしました。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数 (人)	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	4 (-)	71,502 (－)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	11,400 (11,400)
合計 (うち社外役員)	7 (3)	82,902 (11,400)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第25回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成元年３月31日開催の第７回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

取締役濱宏一郎氏は、㈱エヌ・ティ・ティ・データ第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長を兼務しております。なお、当社と㈱エヌ・ティ・ティ・データとの間に医療関連情報サービスに関する取引関係があります。

② 他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	濱　宏一郎	平成29年９月28日取締役就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席し、書面決議を５回行いました。主に医療情報システム業界の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役	野間　寛	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を７回行いました。財務・監査業務における豊富な経験や見識を活かし、業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、常勤監査役として監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関しての意見交換をしております。このほかに、経営に関する重要な会議に出席し監査を実施しております。
監査役	神出二允	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を７回行いました。企業経営に関する豊富な経験と知識を活かし、業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関しての意見交換を行っております。
監査役	竹島哲郎	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を７回行いました。財務・会計の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関しての意見交換を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第337条第３項の規定により会計監査人欠格事由に該当したときおよび公認会計士法第34条の21第２項等の法令違反により内閣総理大臣から業務の一部もしくは全部の停止または解散を命じられたとき等会計監査人の職務の執行に支障がある場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、有限責任 あずさ監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、有限責任 あずさ監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

A. 当社グループは、「コンプライアンス宣言」において、「コンプライアンス基本方針・行動規範」、「コンプライアンス規程」に沿って、法令遵守、社会常識および企業倫理などを重視した体制づくりと活動により、社会に貢献できる企業となることを宣言しております。

B. コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役会に報告することとしております。

C. コンプライアンスに関する社内教育および指導の徹底を図り、経営管理部は、その運用状況を取締役会に報告することとしております。

D. 「コンプライアンス規程」に内部通報システムを定め、内部通報システムを周知徹底することにより、法令または定款に抵触する行為の早期発見と解消・改善に努めております。

E. 外部の法律専門家と顧問契約を結び、取締役および使用人の職務の執行が法令および規程に抵触しないように直接相談できる体制にしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

A. 「取締役会規程」、「稟議規程」、「会議体規程」、「文書管理規程」等において、各種情報の保存および管理に関する規定を設け、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を実施しております。

B. 情報へのアクセス方法の改善やIT化を進め、さらに体制の整備を進めるものとしております。

C. 個人情報の保護については、「個人情報保護基本規程」に基づいて、「個人情報保護方針」を定め、JISQ15001で定義されている「個人情報保護マネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。

D. 情報資産の保護については、ISO27001で定義されている「情報セキュリティマネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 製品およびサービスの品質に起因するリスクの管理は、ISO9001に準拠して「品質マニュアル」等によって行っております。

B. 「会議体規程」に基づいて開催される、営業戦略会議、開発会議および収益会議において全組織から情報を収集し、リスクを認識した場合は、経営審議会および取締役会に報告して対応することとしております。

C. 「内部監査規程」に基づく他の業務部門から独立した内部監査室の内部監査により、内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適切性を確保することとしております。

D. 経営危機が発生した場合は、「クライシスマネジメント規程」に基づいて社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にしております。

B. 取締役による効果的な業務運営を確保するため、「職務分掌規程」を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることにより組織の効率的な運営を図ることを目的として、「職務権限規程」を定めております。

C. 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

D. 経営方針および経営戦略等に関わる重要事項は、経営審議会の審議を経て執行決定することにより、取締役の職務の執行を効率的に行うこととしております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

A. 当社および子会社から成る企業集団の管理は「関係会社管理規程」に基づいて、経営管理部が担当しております。

B. 取締役会は当社グループの経営企画を決議し、経営管理部はその進捗を毎月取締役会に報告しております。

C. 内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

A. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合、監査役と協議のうえ、その人選を行うこととしております。

B. 監査役を補助すべき使用人の評価や異動等の人事処遇については、予め常勤監査役の同意を得ることとしております。

C. 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとしております。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

A. 監査役は、取締役会のほか経営審議会等重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。

B. 前記の重要な会議に付議されない重要な起案書および報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができます。

C. 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報システムに基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に直ちに報告する体制となっております。

D. 当社グループは、前項に記載の監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底することとしております。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A. 代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換しております。

B. 内部監査部門である内部監査室は、監査役と定期的に会合をもち、対処すべき課題等について意見を交換しております。

C. 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備しております。

D. 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができます。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

A. 当社グループは、「コンプライアンス基本方針・行動規範」のなかで、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たないことを定め、社内研修等を通じ継続的にその周知徹底を図り、反社会的勢力との関係排除に向け、企業倫理の浸透に取り組むこととしております。

B. 対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携するとともに、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進いたします。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある体制を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は原則月１回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役会の職務執行の監督を行っております。また、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は常勤役員・部長職以上の幹部が参加し、毎週開催する経営審議会による審議を経て取締役会に付議しております。

② 監査役の職務執行

監査役は毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査役は経営審議会および営業戦略会議等の重要な会議へ出席し報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役・会計監査人・内部監査室との情報交換に努めております。

③ 内部監査体制および財務報告に係る内部統制の評価

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ コンプライアンスに対する取り組み

当社グループは「コンプライアンス規程」に基づき、６カ月に１回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進のための各種施策、社内体制の整備に努めております。また、入社時および定期的に社内研修を実施し、法令および社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行うとともに、毎月１回朝礼にて「コンプライアンス宣言」を社員全員で唱和し、法令遵守の意識の浸透に努めております。

⑤ リスクマネジメントに対する取り組み

当社グループは「リスクマネジメント規程」に基づき、６カ月に１回「リスク管理委員会」を開催し、各部署から報告されたリスクのレビューを実施して経営目標の達成を阻害するリスクの確認および対策を行っております。また、取得しているISO9001・プライバシーマーク・ISO27001に関する規定に沿った運用を行い、リスクマネジメントに努めております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動および経済の活性化の意義を否定するものではなく、また、株式の大量取得を目的とする買付について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、一方では当該買付者の事業内容および将来の事業計画ならびに過去の投資行動などから、当該買付行為または買付提案が当社の企業理念やブランド、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの利益に与える影響を当社として慎重に判断する必要があると認識しております。

当社は、具体的な買収防衛策を予め定めるものではありませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社企業価値、株主共同の利益に資することを目的として、具体的な対抗措置の要否および内容を速やかに検討し、当社の権限の範囲内で最も適切と考えられる措置を実行する体制を整えます。

現在のところ、当社の株式を大量取得しようとする具体的な脅威が生じているわけではありませんが、買収防衛策の導入は、重要な経営課題の一つとして認識しており、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,223,215**	**流動負債**	**604,927**
現金及び預金	895,938	買掛金	7,431
売掛金	116,857	リース債務	12,922
仕掛品	136,667	未払金	71,083
貯蔵品	9,008	未払費用	110,834
前払費用	18,382	未払法人税等	79,153
繰延税金資産	31,497	未払消費税等	101,377
その他	15,567	前受金	84,094
貸倒引当金	△701	預り金	40,391
固定資産	**567,514**	賞与引当金	97,266
有形固定資産	**205,578**	その他	377
建物	73,353	**固定負債**	**53,972**
構築物	17	リース債務	29,165
車両運搬具	2,540	繰延税金負債	7,342
工具、器具及び備品	58,823	退職給付に係る負債	17,464
土地	70,844	**負債合計**	**658,899**
無形固定資産	**240,618**	**純資産の部**	
ソフトウエア	185,267	**株主資本**	**1,115,043**
ソフトウエア仮勘定	22,592	**資本金**	**456,600**
のれん	32,356	**資本剰余金**	**165,229**
その他	404	**利益剰余金**	**509,802**
投資その他の資産	**121,318**	**自己株式**	**△16,588**
投資有価証券	37,024	**その他の包括利益累計額**	**16,787**
出資金	48,426	その他有価証券評価差額金	16,787
長期前払費用	4,994	**非支配株主持分**	**－**
長期預け金	2,294	**純資産合計**	**1,131,831**
差入保証金	28,579		
その他	0		
資産合計	**1,790,730**	**負債・純資産合計**	**1,790,730**

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,544,729**
売上原価		1,165,451
売上総利益		**1,379,278**
販売費及び一般管理費		1,089,407
営業利益		**289,871**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	550	
受取家賃	540	
助成金収入	1,613	
貸倒引当金戻入額	171	
雑収入	1,159	4,034
営業外費用		
支払利息	2,375	
支払保証料	690	
支払手数料	3,080	6,145
経常利益		**287,760**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,178	1,178
特別損失		
固定資産除却損	156	
減損損失	14,535	14,691
税金等調整前当期純利益		**274,247**
法人税、住民税及び事業税	80,546	
法人税等調整額	△16,897	63,648
当期純利益		**210,599**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**210,599**

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	456,600	159,582	316,716	△41,527	891,371
当期変動額					
剰余金の配当			△17,514		△17,514
自己株式の取得				△73	△73
自己株式の処分		5,647		25,013	30,660
親会社株主に帰属する当期純利益			210,599		210,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	5,647	193,085	24,939	223,672
当期末残高	456,600	165,229	509,802	△16,588	1,115,043

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	13,092	13,092	10,366	－	914,829
当期変動額					
剰余金の配当					△17,514
自己株式の取得					△73
自己株式の処分					30,660
親会社株主に帰属する当期純利益					210,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,696	3,696	△10,366	－	△6,670
当期変動額合計	3,696	3,696	△10,366	－	217,002
当期末残高	16,787	16,787	－	－	1,131,831

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　株式会社DPPヘルスパートナーズ

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　　DATA HORIZON PHILS,INC.

・連結の範囲から除いた理由　　DATA HORIZON PHILS,INC.は清算手続きを完了し、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあり、重要性がないため連結の範囲から除外しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

ａ．仕　　掛　　品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ｂ．貯　　蔵　　品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　７～46年

工具、器具及び備品　　４～15年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から５年間で均等償却する方法によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
当社で制作した、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸 倒 引 当 金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞 与 引 当 金　従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、５年間で均等償却しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る負債　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　241,954千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,565千株	－千株	－千株	3,565千株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	62千株	0千株	38千株	25千株

(注) 1.自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買い取りによるものであります。
2.自己株式の株式数の減少はストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年９月28日定時株主総会	普通株式	17,514千円	5.00円	平成29年６月30日	平成29年９月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年９月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,321千円	8.00円	平成30年６月30日	平成30年９月27日

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数に関する事項

該当事項はありません。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医療関連情報サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。

一時的な余剰は定期預金等の極めて安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、すべて４カ月以内の回収期日であります。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金およびその他の金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等ならびに未払消費税等はおおむね２カ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で４年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ.市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

ハ.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年６月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	895,938	895,938	－
②売掛金	116,857	116,857	－
③投資有価証券	36,024	36,024	－
資産計	1,048,819	1,048,819	－
①買掛金	7,431	7,431	－
②未払金	71,083	71,083	－
③未払費用	110,834	110,834	－
④リース債務	42,087	42,019	△68
⑤未払法人税等	79,153	79,153	－
⑥未払消費税等	101,377	101,377	－
負債計	411,964	411,896	△68

(注１)金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価について取引所の価格によっております。

負債

①買掛金、②未払金、③未払費用、⑤未払法人税等、⑥未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難であると認められる金融資産

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産③投資有価証券」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	319円71銭
(2) １株当たり当期純利益	59円97銭

貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,155,349**	**流動負債**	**508,906**
現金及び預金	861,856	買掛金	7,431
売掛金	113,701	リース債務	12,922
仕掛品	86,930	未払金	71,431
貯蔵品	7,589	未払費用	89,935
前払費用	14,101	未払法人税等	79,153
繰延税金資産	31,497	未払消費税等	87,524
短期貸付金	30,000	前受金	52,670
その他	10,356	預り金	37,669
貸倒引当金	△682	賞与引当金	70,130
固定資産	**521,262**	その他	41
有形固定資産	**192,788**	**固定負債**	**53,972**
建物	63,540	リース債務	29,165
構築物	17	繰延税金負債	7,342
車両運搬具	2,540	退職給付引当金	17,464
工具、器具及び備品	55,847	**負債合計**	**562,878**
土地	70,844	**純資産の部**	
無形固定資産	**206,318**	**株主資本**	**1,096,946**
ソフトウエア	183,322	**資本金**	**456,600**
ソフトウエア仮勘定	22,592	**資本剰余金**	**165,229**
その他	404	資本準備金	156,600
投資その他の資産	**122,155**	その他資本剰余金	8,629
投資有価証券	37,024	**利益剰余金**	**491,704**
関係会社株式	4,228	その他利益剰余金	491,704
出資金	48,426	繰越利益剰余金	491,704
長期前払費用	4,994	**自己株式**	**△16,588**
長期預け金	2,294	**評価・換算差額等**	**16,787**
差入保証金	25,188	その他有価証券評価差額金	16,787
		純資産合計	**1,113,733**
資産合計	**1,676,611**	**負債・純資産合計**	**1,676,611**

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,330,900**
売上原価		1,051,054
売上総利益		**1,279,845**
販売費及び一般管理費		1,016,282
営業利益		**263,564**
営業外収益		
受取利息	424	
受取配当金	550	
受取家賃	540	
業務受託手数料	4,252	
助成金収入	1,613	
貸倒引当金戻入額	171	
雑収入	992	8,541
営業外費用		
支払利息	2,375	2,375
経常利益		**269,730**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,178	1,178
特別損失		
固定資産除却損	156	
減損損失	14,535	14,691
税引前当期純利益		**256,217**
法人税、住民税及び事業税	77,231	
法人税等調整額	△16,897	60,334
当期純利益		**195,884**

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	456,600	156,600	2,982	159,582	313,334	△41,527	887,989
当期変動額							
剰余金の配当					△17,514		△17,514
自己株式の取得						△73	△73
自己株式の処分			5,647	5,647		25,013	30,660
当期純利益					195,884		195,884
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	5,647	5,647	178,370	24,939	208,957
当期末残高	456,600	156,600	8,629	165,229	491,704	△16,588	1,096,946

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	13,092	13,092	10,366	911,446
当期変動額				
剰余金の配当				△17,514
自己株式の取得				△73
自己株式の処分				30,660
当期純利益				195,884
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,696	3,696	△10,366	△6,670
当期変動額合計	3,696	3,696	△10,366	202,286
当期末残高	16,787	16,787	－	1,113,733

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ．仕　掛　品　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ．貯　蔵　品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　７～46年

工具、器具及び備品　４～15年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

当社で制作した、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　240,814千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	37,084千円
② 短期金銭債務	4,336千円

3．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 業務委託費	75,076千円
② 営業取引以外の取引（収入分）	4,675千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社（広島市西区）	事業用資産	工具、器具及び備品

当社は、原則として、事業用資産については単一事業であるため全社単位でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、業務効率を向上させる新規システム開発を行った結果、今後の使用が見込まれない既存システム（工具、器具及び備品）について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（14,535千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却の目途がたっていないため備忘価額により評価しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	62千株	0千株	38千株	25千株

（注）１.自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買い取りによるものであります。

２.自己株式の株式数の減少はストック・オプションの行使によるものであります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

流動資産

未払事業税	6,800千円
賞与引当金	21,361千円
その他	3,920千円
繰延税金資産（流動）小計	32,082千円
評価性引当額	△584千円
繰延税金資産（流動）合計	31,497千円
繰延税金負債（流動）との相殺	－千円
繰延税金資産（流動）の純額	31,497千円

固定資産

ソフトウエア	71,289千円
子会社株式評価損	10,013千円
退職給付引当金	5,320千円
減価償却費償却限度超過額	5,607千円
その他	186千円
繰延税金資産（固定）小計	92,414千円
評価性引当額	△92,414千円
繰延税金資産（固定）合計	－千円
繰延税金負債（固定）との相殺	－千円
繰延税金資産（固定）の純額	－千円

繰延税金負債

固定負債

その他有価証券評価差額金	△7,342千円
繰延税金負債（固定）合計	△7,342千円
繰延税金資産（固定）との相殺	－千円
繰延税金負債（固定）の純額	△7,342千円

６．関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名　称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取　引内　容	取　引金　額（千円）	科　目	期　末残　高（千円）
子会社	㈱DPPﾍﾙｽﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ	所有直接95.74%	役員の兼任 業務の委託 業務の受託	資金の貸付(注) 利息の受取(注)	90,000 423	短期貸付金	30,000

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　314円60銭

(2) １株当たり当期純利益　55円78銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月10日

株式会社データホライゾン
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　﨑　更　三　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河　合　聡一郎　　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社データホライゾンの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データホライゾン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月10日

株式会社データホライゾン

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　﨑　更　三　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河　合　聡一郎　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社データホライゾンの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月20日

株式会社データホライゾン　監査役会

常勤監査役(社外)野　間　　寛　㊞

監　査　役(社外)神　出　二　允　㊞

監　査　役(社外)竹　島　哲　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、事業の成長による企業価値の向上を経営上の最重要課題としておりますが、同時に株主の皆様への利益還元も経営上の重要課題のひとつと位置づけております。当期の期末配当につきましては、業績、将来の事業展開等により総合的に判断し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金８円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、28,321,352円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年９月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第34条第２項を変更案第32条第２項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章 総　則	第１章 総　則
第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第４章 取締役および取締役会	第４章 取締役および取締役会
第19条（員数） 当会社には、取締役３名以上９名以内をおく。	第19条（員数） 当会社には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名以内、監査等委員である取締役４名以内をおく。

現　行　定　款	変　　更　　案
第20条（選任） 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ２．当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。	第20条(選任) 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。 （現行どおり）
第21条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新　設）	第21条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	３．任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	第22条（補欠の監査等委員である取締役の任期） 会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第22条（取締役会） （条文省略） ２．取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。	第23条（取締役会） （現行どおり） ２．取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
（新　設）	第24条（重要な業務執行の決定の委任） 取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第23条～第25条 （条文省略）	第25条～第27条 （現行どおり）
第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第５章　監査役および監査役会 第27条（員数） 当会社には、監査役４名以内を置く。	（削　除） （削　除）
第28条（選任） 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第29条（任期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 　２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 　３．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　除）
第30条（常勤の監査役） 　監査役会の決議により、監査役の中から常勤監査役を選定する。	（削　除）
第31条（監査役会の招集通知） 　監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。	（削　除）
第32条（監査役会規程） 　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	（削　除）
第33条（報酬等） 　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	第29条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。
（新　設）	第30条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
（新　設）	第31条（監査等委員会規則） 　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
第６章　取締役、監査役および会計監査人の責任免除	第６章　取締役および会計監査人の責任免除
第34条（損害賠償責任の一部免除） 　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令で定める範囲内で免除することができる。	第32条（損害賠償責任の一部免除） 　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令で定める範囲内で免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。	２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第35条～第38条 （条文省略） （新　設） （新　設）	第33条～第36条 （現行どおり） 附　則 第１条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、第３８回定時株主総会終結前の行為に関する同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令で定める範囲内で免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（５名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）５名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	うつみ　よしお 内海　良夫 （昭和22年７月29日生）	昭和57年３月　当社設立、代表取締役社長（現任） 平成22年12月　㈱DPPヘルスパートナーズ取締役 平成29年５月　㈱DPPヘルスパートナーズ代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） (一社)中国地域ニュービジネス協議会理事	962,000株
2	はやし　かずあき 林　和昭 （昭和36年11月26日生）	昭和57年４月　㈱広島コンピュータサービス入社 昭和61年10月　当社入社 平成14年10月　当社開発部長 平成18年11月　当社取締役、医療情報サービス部担当（現任） 平成26年４月　当社開発部担当（現任） 平成29年５月　㈱DPPヘルスパートナーズ取締役（現任） 平成29年７月　当社データセンター運用部担当（現任）	6,400株
3	ないとう　しんいちろう 内藤　慎一郎 （昭和35年６月26日生）	昭和61年４月　新ダイワ工業㈱（現:㈱やまびこ）入社 平成18年５月　当社入社 平成19年12月　当社経理部長 平成22年６月　当社取締役（現任） 平成24年６月　㈱DPPヘルスパートナーズ取締役 平成24年10月　当社経営管理部担当（現任） 平成26年６月　当社営業管理部担当（現任） 平成29年５月　㈱DPPヘルスパートナーズ常務取締役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	にしだ　よういち 西田　洋一 (昭和35年１月５日生)	平成17年９月　㈱エム・アイ・ファシリティズ入社 平成18年５月　当社入社 平成19年12月　当社総務部長 平成24年10月　当社東京支店支店長 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成28年４月　当社北日本営業部担当 平成28年７月　当社東日本営業部担当（現任） 平成29年５月　㈱DPPヘルスパートナーズ取締役（現任） 平成29年７月　当社西日本営業部担当（現任）	5,600株
5	はま　こういちろう 濱　宏一郎 (昭和43年５月28日生)	平成３年４月　㈱エヌ・ティ・ティ・データ入社 平成20年４月　同社ヘルスケア事業本部部長 平成22年10月　同社保険・医療ビジネス事業本部部長 平成23年７月　同社ライフサポート事業本部部長 平成25年７月　同社公共システム事業本部部長 平成26年４月　同社公共システム事業本部ヘルスケア事業部第二統括部長 平成28年４月　同社第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長（現任） 平成29年９月　当社取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．濱宏一郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．濱宏一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
４．濱宏一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、長年医療情報システムの業務に従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	のま　ひろし 野間　寛 （昭和26年１月28日生）	昭和50年４月　㈱呉相互銀行（現：㈱もみじ銀行）入行 平成３年７月　㈱せとうち銀行（現：㈱もみじ銀行）舟入支店長 平成13年４月　同行審査第一部長 平成16年５月　㈱もみじ銀行執行役員リスク統括部長 平成17年５月　同行融資部長 平成18年６月　同行常勤監査役 平成18年10月　㈱山口フィナンシャルグループ監査役 平成26年６月　もみじ地所㈱顧問 平成27年６月　当社常勤監査役（現任） 平成29年５月　㈱DPPヘルスパートナーズ監査役（現任）	－株
2	じんで　つぎよし 神出　二允 （昭和16年６月10日生）	昭和35年４月　㈱広島相互銀行（現：㈱もみじ銀行）入行 平成９年２月　同行人事部付副部長 平成13年４月　チチヤス乳業㈱顧問 平成15年１月　同社執行役員管理本部長 平成17年11月　サンタ実業㈱（旧：チチヤス乳業㈱）代表取締役社長 平成21年６月　当社常勤監査役 平成27年６月　当社監査役辞任 平成28年６月　当社監査役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	たけしま　てつろう 竹島　哲郎 （昭和24年２月３日生）	昭和47年４月　中国工業㈱入社 昭和57年８月　㈱児玉会計入社 昭和60年８月　社会福祉法人広島光明学園入職 平成３年７月　藤間公認会計士事務所入所 平成８年６月　社会福祉法人広島光明学園入職 事務局長 平成14年３月　竹島哲郎税理士事務所開設（現任） 平成28年６月　当社監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由について
（１）野間寛氏は、長年金融機関に勤務され、豊富な経験と知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
（２）神出二允氏は、長年金融機関に勤務され、また、企業の代表取締役を務められるなど企業経営に関する豊富な経験と知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
（３）竹島哲郎氏は、直接、会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．当社は、野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
さ　がみ　よし　はる 佐　上　芳　春 （昭和24年２月２日生）	昭和56年４月　監査法人朝日会計社（現：有限責任 あずさ監査法人）入所 平成22年６月　同所退所 平成22年７月　佐上公認会計士事務所開設 （重要な兼職の状況） 国有財産中国地方審議会委員 広島市農業協同組合監事 ㈱ビーアールホールディングス取締役監査等委員 広島市立大学監事	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．佐上芳春氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．佐上芳春氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、その財務・会計の専門家としての長年の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等につきましては、平成18年６月28日開催の第25回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、年額100,000千円以内（うち、社外取締役分は10,000千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち、社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は５名（うち、社外取締役１名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額20,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクシス・ビル１階　広島市産業振興センター研修室
TEL 082－279－5550

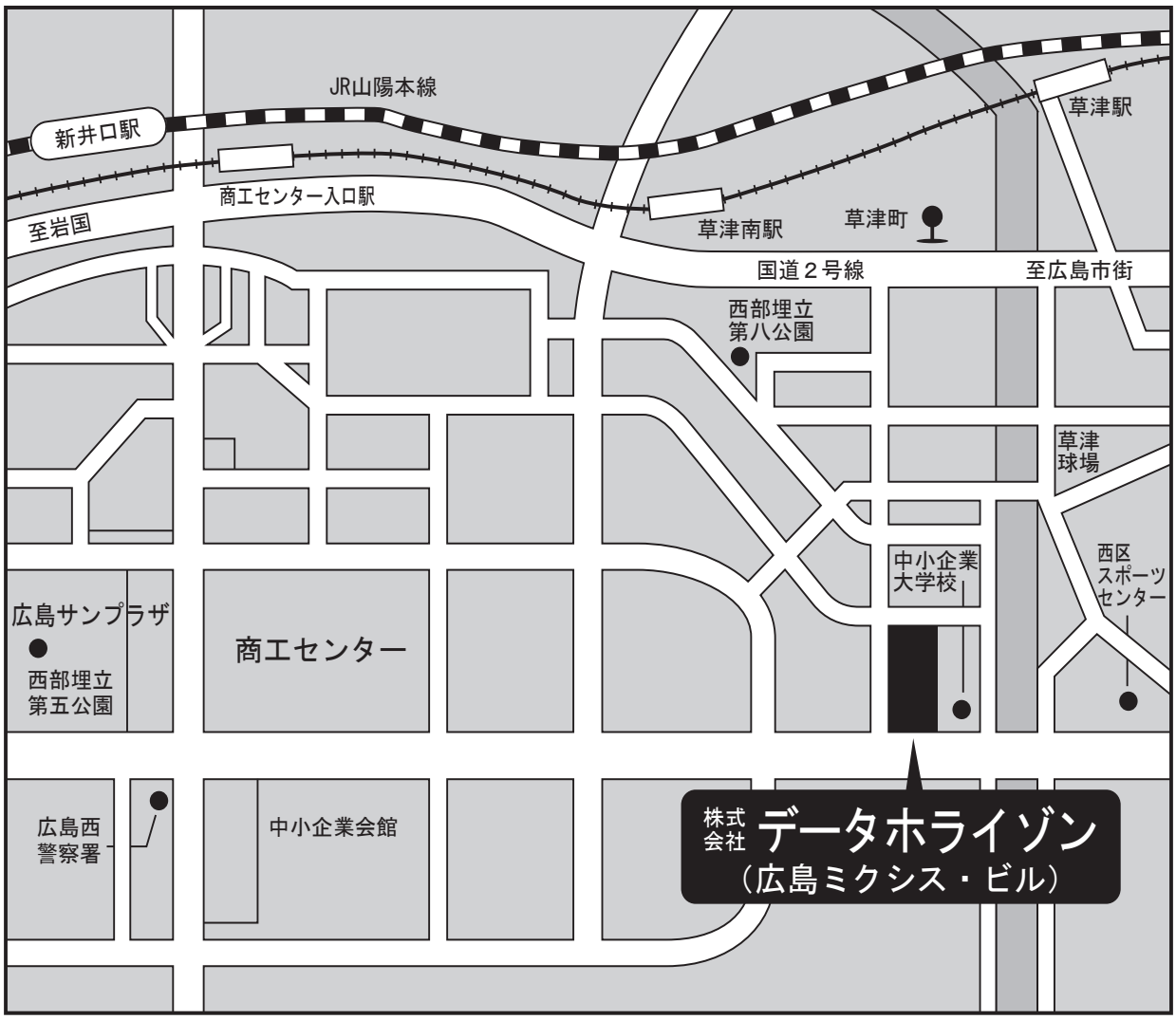

交通：ＪＲ山陽本線　新井口駅下車　タクシー５分（徒歩20分）
広島電鉄宮島線　草津駅もしくは草津南駅下車　各徒歩10分
ＪＲ山陽本線　広島駅下車　タクシー30分